

宇治市高齢者住宅改造助成事業 ご利用案内

介助を要する高齢者の方が、住み慣れた我が家を生活しやすいように、また、介護者の介護の負担が軽減されるように住宅を改造する場合に、その費用の一部を助成します。

対象となる方

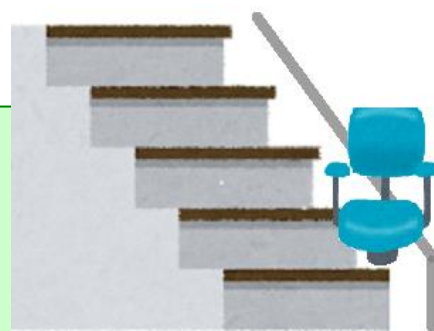
介護保険法に基づく要支援・要介護の認定を受けた市民の方またはその世帯員

対象となる住宅

宇治市内に所在する住宅で、要支援・要介護者が居住する家屋

対象となる住宅改造工事

1. リフト設置工事
2. エレベーター設置工事
3. 前各号に準ずる工事で市長が適当と認めたもの



助成金額

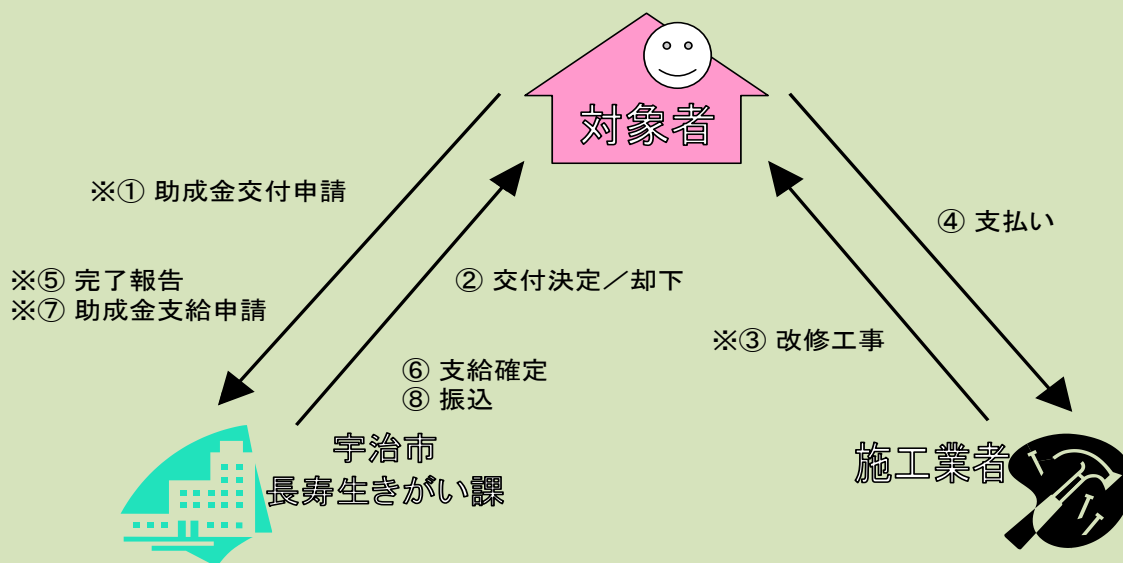
助成対象工事費の総額の2分の1

※1,000円未満切り捨て

※1年度につき、上限30万円

助成金の交付申請から支給までの流れ

「住宅改造」 助成金の交付申請から支給まで



【留意点】

※ ① 工事着工前に申請してください

提出書類

- ・高齢者住宅改造助成申請書
- ・工事費見積書(内訳のわかるもの)
※複数の事業者から見積もりを取り、納得できる事業者を選んでください。
- ・改修箇所が確認できる平面図
- ・工事前の写真(日付の入ったもの)
- ・住宅の所有者の承諾書(対象者または同居の家族以外が住宅の所有者である場合)
- ・介護保険被保険者証の写し

※ ③ 交付決定通知が届いてから工事を開始してください(年度内に工事を完了してください)

※ ⑤⑦ 同時に提出していただけます

提出書類

- | | | |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者住宅改造助成工事完了報告書 ・工事代金支払い請求書の写し(内訳のわかるもの) ・工事施工後の写真(日付の入ったもの) ・領収書(原本確認後、返却します) | } | ⑤ |
| <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者住宅改造助成金交付請求書 ・委任状(振込口座の名義が申請者と異なる場合) | } | ⑦ |

お問い合わせ

宇治市役所 長寿生きがい課 生きがい振興係 TEL 22-3141(内線 2347・2348)